

2026年2月号

多文化共生情报广场信息报

◆发行:东大阪市多文化共生情报广场(每月发行1次)

〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 16 階 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823



◇[https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

希望通过电子邮件阅读多文化共生情报广场信息报时，请扫码。

市民生活支援 物价高涨对策补助金

◆物价高涨期间本市特设补助金

- ▶ 对象：基准日当天在本市有居民登记的人（支付给户主）
- ▶ 补助金额：每人 5000 日元（住民税免征家庭及仅按住民税
人均税率征税的家庭，每人额外增加 2000 日元）
- ▶ 支付时间：4 月以后（准备工作就绪后，计划逐步支付）

※ 关于基准日和支付方法等详细信息，将在确定后通过市
政府网站等渠道另行通知。

◆应对物价高涨的育儿支援津贴

在去年11月21日的内阁会议“实现《强劲经济》的综合经济对策”中，决定向养育儿童（2007年4月2日～2026年3月31日出生）的监护人（主要对象为9月份儿童津贴领取者），将支付每名儿童2万日元的“应对物价高涨的育儿支援津贴”。

※关于支付时间等详细信息，将在确定后通过市政府网站等渠道另行通知。

咨询处：物价高涨生活支援室 TEL 06-4309-3110 / FAX 06-4309-3225

招募市营住宅入住者

◆申请资格：满足以下所有条件的人

- ▷ 在本市居住或工作 ▷ 有同居的家人（未婚妻、同居配偶、伴侣也可以）※即使单身者，只要满足条件也可
- ▷ 在住房方面有困难（有房者原则上不可） ▷ 收入在基准金额以内（如果家庭月收入超过公营住宅 15 万 8000 日元，改良住宅 11 万 4000 日元时不能申请） ▷ 面向年轻家庭的短期住宅的对象为“均是 35 岁以下夫妇”、“均是 35 岁以下夫妇和子女”或“包括未婚的 35 岁以下单亲父母和子女”构成的家庭（在批准入住 10 年后需要返还）

◆募集住宅：北蛇草住宅=6户/荒本住宅=6户

※月租根据住宅和收入而不同。押金为3个月的房租。

◆申请方法：请将申请表（每个家庭1封）和所需资料，使用规定信封于2月16日（周一）至2月27日（周五）（以邮戳为准）之前寄出。

详情请参阅申请表所附的“招募申请指南”。

申请·咨询处: 市营北蛇草·荒本住宅管理中心 TEL 06-6782-2000 / FAX 06-6782-2006

住宅改自室 TEL 06-4309-3234 / FAX 06-4309-3834

もうしこみ といあわ さき しいいきたはぐさ あらもとじゅうたくかんり じゅうたくかいりょうしつ
申込・問合せ先：東京北蛇頭・喜本住家管理センター/住家改自室

所得税の確定申告

所得税的确定由报

2025 年的确定申报，请在自家等场所使用个人编号卡通过电子申报方式提交。申报书的发送需要智能手机和个人编号卡（两种密码）。税务局的确定申报会场开设日期为 2 月 16 日（周一）至 3 月 16 日（周一）。进入确定申报会场需通过国税厅 LINE 官方账号获取入场整理券。

【応募資格】：次の要件を全て満たす方
しないざいじゅう ざいきん どうきょしんぞく こんやくしゃ ないえんしや
▷市内在住または在勤 ▷同居親族がいる(婚約者、内縁者、パートナーも可)※単身者でも条件を満たせば可 ▷住宅に困っている
も いえ かた げんそくふ か しょとく き じゅんがくいな かぞく げつしゅう
(持ち家がある方は原則不可) ▷所得が基準額以内(家族の月収
がく こうえい ゆうたく まん えん かいりょう ゆうたく まん えん
額が公営住宅は15万8000円、改良住宅は11万4000円を
こ おうよふ か きがんつ じやくねんしやせたいむ じゅうたく さい
超えると応募不可) ▷期限付き若年者世帯向け住宅は「ともに35歳
いか ふうふ さいい か ふうふ こ ひこん ふく さい
以下の夫婦、「ともに35歳以下の夫婦と子」または「非婚を含む35歳
いか おや こ こうせい せたい たいしよう にゅうきょしょように
以下のひとり親と子で構成される世帯が対象(入居承認から10
ねんご へんかん ひつよう ぼしゅうじゅうたく きたはぐさじゅうたく こ あらもとじゅうたく
年後に返還が必要)【募集住宅】：▷北蛇草住宅=6戸▷荒本住宅
こ やちん じゅうたく しゅうにゅう こと しきん やちん
=6戸 ※家賃は住宅と収入によって異なります。敷金は家賃の3ヵ
げつぶん もうしこ おうばようし せたい つう ひつようしょり がつ に げつ
月分【申込み】：応募用紙(1世帯1通)と必要書類を2月16日(月)
にち きん けいしんゆうこう しょてい ふうとう ゆうそう くわ おうばようし
～27日(金)(消印有効)までに所定の封筒で郵送。詳しくは応募用紙
てんぶ ぼしゅうもうしこ らん
に添付の「募集申込みのしおり」をご覧ください。

2025 年の確定申報、请在自家等场所使用个人编号卡通过电子申报方式提交。申报书的发送需要智能手机和个人编号卡（两种密码）。税务局的确定申报会场开设日期为 2 月 16 日（周一）至 3 月 16 日（周一）。进入确定申报会场需通过国税厅 LINE 官方账号获取入场整理券。

れいわ ねんぶん かくていしんこうく じたく
令和7年分の確定申告は、自宅などからマイナンバーカードを
りよう でんしづんこく ついしゅつ しんこくしょ そうしん
利用した電子申告で提出してください。申告書の送信には、ス
マートフォンとマイナンバーカード(2種類のパスワード)が必要
です。税務署の確定申告会場の開設日は 2 月 16 日(月)～3 月 16
にち げつ かくていしんこうくかいじょう にゅうじょう こせきじょう
日(月)です。確定申告会場への入場には国税庁 LINE
こうしき にゅうじょうせいりけん にゅうしゅ ひつよう
公式アカウントから入場整理券の入手が必要です。

咨询处：东大阪税务局 TEL 06-6724-0001

市民税、府民税の申报

2026年1月1日居住在本市的人，符合以下任何一项的情况请进行申报。

◆2025年有收入的情况

▷工资支付的报告书未由公司向市里提交的人

▷2025年从公司退职，2026年1月1日现在还没有就职的人

※除向税务局提交所得税确定申报的情况外

▷有工资以外的收入，没有必要进行确定申报的人

▷年金收入在400万日元以下，并且其他收入在20万日元以下，医疗费和人寿保险等扣除需要申报的人

◆2025年没有收入的情况（除受扶养的家庭成员外）

虽没有申报义务，但作为住民税免征证明书的发行以及国民健康保险、国民年金等的计算和减轻的基础资料，请尽量申报。

◆如需申请因收入减少而减免税款，请务必进行申报。

◆期间：2月16日（周一）～3月16日（周一）9:00～17:30
(周六、周日及节假日除外)

2月28日（周六）9:00～12:00/3月1日（周日）9:00～16:00

◆场所：市政府大楼3楼 市民税课

市民广场多功能厅咨询日程

场所	日期	
日下市民广场 (ゆうゆう市民广场)	3月3日（周二）	
四条市民广场 (やまなみ市民广场)	2月12日（周四） 3月10日（周二）	
中鸿池市民广场 (グリーンパル)	2月25日（周三）	
若江岩田站前市民广场 (くすのき市民广场)	2月9日（周一） 3月12日（周四）	
楠根市民广场 (ももの广场)	2月20日（周五）	
布施站前市民广场 (梦广场)	2月19日（周四） 3月2日（周一）	
近江堂市民广场 (はすの广场)	2月27日（周五）	

9:00～16:00

咨询处：市民税课 TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809

您是否忘记了接受检查 国民健康保险加入者限定 特定健康诊断截止至3月31日

作为市国民健康保险加入者，本年度向40岁～74岁的人，每年在4月～5月发送特定健康诊断就诊券（2025年度为黄绿色）。可使用最多相当于1万2000日元的健康诊断在市内约230个医疗机构接受检查，每年免费1次。就诊券的有效期限是3月31日（本年度满75岁的人的生日前一天）。因为3月非常拥挤，请尽快接受检查。同时，手里没有就诊券的人，请通过市电子申请系统或电话申请。

咨询处：医疗保险室保险管理课 TEL 06-4309-3051/ FAX 06-4309-3806

市民交通灾害共济、火灾共济 从2月2日开始受理/注意：将于2026年度结束，次年度不再招募

市民交通灾害共济・火災共济 2月2日から受付開始/ 注意：令和8年度で終了、次年度の募集なし

令和8年1月1日現在、市内に居住する方で、次のいずれかに該当する場合は申告してください。
 ◆前年中に収入があった場合
 令和8年1月1日現在、市内に居住する方で、次のいずれかに該当する場合は申告してください。
 ◆前年中に収入がなかった場合（扶養家族を除く）
 令和8年1月1日現在、市内に居住する方で、次のいずれかに該当する場合は申告してください。
 ◆所得減少減免を申請したい場合は必ず申告してください。
 ◆期間：2月16日（月）～3月16日（月）9:00～17:30
 (土・日曜日、祝休日を除く)
 2月28日（土）9:00～12:00、3月1日（日）9:00～16:00
 ◆場所：市役所本庁舎3階市民税課
 市民プラザ多目的ホールの相談日程

ところ	とき	じ 9時～16時
ゆうゆうプラザ(日下)	3月3日(火)	
やまなみプラザ(四条)	2月12日(木) 3月10日(火)	
グリーンパル(中鴻池)	2月25日(水)	
くすのきプラザ(若江岩田駅前)	2月9日(月) 3月12日(木)	
ももの広場(楠根)	2月20日(金)	
夢広場(布施駅前)	2月19日(木) 3月2日(月)	
はすの広場(近江堂)	2月27日(金)	

問い合わせ先：市民税課

受け忘れていませんか 国保加入者限定 特定健診は3月31日まで
 しこくみんけんこうほんかにゅうしゃ こんねんど さい かた まいとし がつ
 市国民健康保险加入者で、今年度40歳～74歳の方には、毎年4月
 ～5月に特定健診受診券(令和7年度はきみどり色)を送付してい
 ます。最大1万2000円相当の健診が年間に1回無料で、市内約
 230か所の医療機関で受けられます。受診券の有効期限は3月31
 日(今年度75歳になる方は誕生日の前日)です。
 3月は大変混みあいますので、早めに受診してください。なお、手元に
 受診券がない方は市電子申請システムまたは電話で申請してください。

問い合わせ先：医療保険室保険管理課